

経 済 産 業 省  
東 北 経 済 産 業 局

20240411東北第2号  
令和6年4月25日

改正 20240604東北第1号  
令和6年6月13日

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく東北  
経済産業局長の処分に係る審査基準等について

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）  
（以下、「法」という。）に基づく東北経済産業局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）  
第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項に規定する処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

審査基準

（1）法第7条第5項に基づく特定事業者の指定の取消し

法第7条第5項に基づく特定事業者の指定の取り消しは、同条第4項に基づく特定事業者の申出  
において、当該事業者が事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当  
年度のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（以下「令」  
という。）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量（以下「原油換算エネルギー使用量」  
という。）が同条第1項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められると  
きに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

（2）法第19条第4項に基づく特定連鎖化事業者の指定の取消し

法第19条第4項に基づく特定連鎖化事業者の指定の取り消しは、同条第3項に基づく特定連鎖  
化事業者の申出において、当該事業者が連鎖化事業を行わなくなったことが認められるとき、又は  
次の各号を勘案して当年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第1項に規定する数値以上とな

る見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(3) 法第10条第3項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し

法第10条第3項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取消しは、同条第2項に基づく第一種特定事業者の申出において、当該工場等で事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当該工場等における当年度の原油換算エネルギー使用量が令第3条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(4) 法第13条第3項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し

法第13条第3項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消しは、同条第2項に基づく第二種特定事業者の申出において、当該工場等で事業を行わなくなったことが認められるとき、又は次の各号を勘案して当該工場等における当年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における原油換算エネルギー使用量
- ② 当年度及びその翌年度の原油換算エネルギー使用量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(5) 法第113条第4項に基づく特定荷主の指定の取消し

法第113条第4項に基づく特定荷主の指定の取消しは、同条第3項に基づく特定荷主の申出において、当該特定荷主が自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させることをやめたとき、又は次の各号を勘案して当年度の令第12条第1項に規定する輸送量（以下「輸送量」という。）が同条第2項に規定する数値以上となる見込みがなくなったことが合理的に認められるときに行う。

- ① 最近の一年度における輸送量
- ② 当年度及びその翌年度の輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠

(6) エネルギー管理統括者等の兼任の承認基準

- 1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号。以下「規則」という。)第8条第2項、第3項又は第4項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 兼任させようとする者を選任する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が特別目的事業体（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3

項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。) であること。

- ② 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務を行うための十分な時間を確保でき、エネルギー管理企画推進者と定期的に情報共有ができること。

(2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させることはできない。

(3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させることはできない。

2) 規則第13条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。

(2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。

① 兼任させようとする者を選任する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が特別目的事業体であること。

② 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。

③ 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。

④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を兼任していないこと。

⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。

(3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。

① 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。

② 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。

③ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。

④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を兼任していないこと。

⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。

3) 規則第17条第2項、第3項、第4項又は第5項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。

(2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。

- ① 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
- ② 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週２回以上行うこと。
- ③ 兼任させようとする者が、法第８条第１項、第２０条第１項又は第３２条第１項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。
- ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
- ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理企画推進者に選任されていないこと。

(3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑧までのいずれにも該当すること。

- ① 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
- ② 次のいずれかを満たすこと。
  - (ア) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
  - (イ) 兼任させようとする者の管理する工場及び当該者を既に選任している工場が、デジタル技術の活用により、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
- ③ 兼任させようとする者を選任する工場等の数が、３以下であること。
- ④ 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で２万キロリットル未満であること。
- ⑤ 兼任させようとする者の管理する工場等において、ほかに他の工場等を管理しているエネルギー管理者がいないこと。
- ⑥ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週２回以上行うこと。
- ⑦ 兼任させようとする者の管理する工場等において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
- ⑧ 兼任させようとする者を現に選任している工場等の同意が得られていること。

4) 規則第２３条第２項、第３項、第４項、第５項、第６項、第７項、第８項又は第９項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。
  - (2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が法第9条第1項各号に掲げる者であること。
    - ② 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
    - ③ 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。
    - ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
    - ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理企画推進者に選任されていないこと。
  - (3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑦までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。
    - ② 次のいずれかを満たすこと。
      - (ア) 兼任させようとする者の管理する工場が、当該者を既に選任している工場と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
      - (イ) 兼任させようとする者の管理する工場及び当該者を既に選任している工場が、デジタル技術の活用により、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
    - ③ 兼任させようとする者を選任する工場等の数が、3以下であること。
    - ④ 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で2万キロリットル未満であること。
    - ⑤ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
    - ⑥ 兼任させようとする者の管理する工場等において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
    - ⑦ 兼任させようとする者を現に選任している工場等の同意が得られていること。
- 5) 3) (3)④、4) (3)④において、兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量は、次に掲げる量を合算した量とする。
- (1) 兼任させようとする者の管理する工場等が、コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱

供給業に属する工場等である場合には、次の量

- ① 前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル未満の場合には、当該使用量の5分の1の量
  - ② 前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル以上の場合には、当該使用量から10万キロリットルを減じて得た量の5分の1の量
- (2) 兼任させようとする者の管理する工場等が、(1)に規定する工場等以外の工場等である場合には、次の量

- ① 前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル未満の場合には、当該使用量
- ② 前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル以上の場合には、当該使用量から、次の表の左欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の右欄に掲げる量を減じて得た量

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 2万キロリットル以上5万キロリットル未満  | 2万キロリットル  |
| 5万キロリットル以上10万キロリットル未満 | 5万キロリットル  |
| 10万キロリットル以上           | 10万キロリットル |

## 第2 不利益処分

### 処分基準

#### (1) 法第7条第1項に基づく特定事業者の指定

法第7条第1項に基づく特定事業者の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第1項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

#### (2) 法第19条第1項に基づく特定連鎖化事業者の指定

法第19条第1項に基づく特定連鎖化事業者の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第2条第1項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

#### (3) 法第10条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定

法第10条第1項に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第3条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

#### (4) 法第13条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定

法第13条第1項に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定は、次年度の原油換算エネルギー使用量が令第6条に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

(5) 法第113条第1項に基づく特定荷主の指定

法第113条第1項に基づく特定荷主の指定は、次年度の輸送量が令第12条第2項に規定する数値以上となる見込みがないことが明らかであると認められるときを除き、行うものとする。

附 則

この審査基準及び処分基準は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この審査基準及び処分基準は、令和6年6月13日から施行する。